

# 川崎市立井田病院放射線障害予防規程

## < 目 次 >

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 組織及び職務（第4条～第15条）
- 第3章 施設の維持及び管理（第16条～第19条）
- 第4章 使用（第20条）
- 第5章 測定（第21条～第22条）
- 第6章 教育及び訓練（第23条）
- 第7章 健康診断（第24条～第25条）
- 第8章 記帳及び保存（第26条）
- 第9章 災害時の措置（第27条～第28条）
- 第10章 危険時の措置（第29条）
- 第11章 応急の措置（第30条）
- 第12章 情報提供（第31条）
- 第13章 業務の改善（第32条）
- 第14章 放射線管理状況の報告（第33条）
- 第15章 雑則（第34条）
- 附 則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、川崎市立井田病院（以下「病院」という。）における放射線発生装置（以下「発生装置」という。）及び放射化物の取扱い及び管理について必要な事項を定め、もって放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発生装置 直線加速装置をいう。
- (2) 放射線施設 使用施設をいう。
- (3) 放射線業務従事者  
発生装置の取扱業務に従事するため、管理区域に立ち入る者（以下「業務従事者」という。）をいう。
- (4) 放射化物 発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染されたものをいう。

### (防止義務)

第3条 業務従事者は、法、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところに従い、放射線障害の防止に努めなければならない。

## 第2章 組織及び職務

### (組織)

第4条 放射線障害防止のため病院管理者を組織の長とする組織図は、別表1のとおりとする。

### (放射線取扱主任者等)

第5条 医療法（昭和23年法律第205号）第10条の規定に基づき病院を管理する者で、川崎市立病院の管理等に関する規程（平成17年病院局規程第1号）第4条の規定による委任を受けたもの（以下「病院管理者」という。）は、放射線障害の防止について総括的

な監督を行わせるため、法に規定する放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

- 2 病院管理者は主任者が旅行、疾病その他事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、法に規定する放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。また、解任についても同様とする。
- 3 病院管理者は、主任者に選任された日から1年以内、その後は定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に、法第36条の2第1項の規定に基づく定期講習を当該主任者に受講させなければならない。ただし、当該主任者が選任前1年以内に当該講習を受講していた場合は、翌年度の開始の日から3年以内に受講させなければならない。

#### （主任者の職務）

第6条 主任者の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 川崎市立井田病院放射線障害予防規程の制定又は改廃の案の作成に関すること。
- (2) 放射線障害防止のための計画の企画及び立案に関すること。
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告に関すること。
- (4) 法第43条の2の規定に基づく立入検査及び定期検査・定期確認の立ち会いに関すること。
- (5) 事故等の発生原因の調査に関すること。
- (6) 発生装置又は放射化物の取扱い及び管理に係る指導、助言並びに勧告に関すること。
- (7) 発生装置の使用の帳簿、その他の書類の監査に関すること。
- (8) 放射線施設の維持及び管理に係わる指導、助言並びに勧告に関すること。
- (9) 教育訓練の項目及び時間数の案の作成等、教育及び訓練の計画に関すること。
- (10) 危険時の措置及び応急の措置の実務への参画に関すること。
- (11) 放射線管理状況報告書の作成に関すること。
- (12) 委員会の開催の要求に関すること。
- (13) 病院管理者への意見具申に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害の防止に必要な事項に関すること。

#### （代理者）

第7条 主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合（休暇等も含む。）であって、その期間中、放射線発生装置を使用する場合は、主任者の職務を代行させるため、代理者を選任する。

- 2 主任者が職務を行うことができない期間が 30 日に満たない場合は、代理者の選任の届出を要しないが、30 日を超える場合は代理者の選任の届出を原子力安全委員会へ提出しなければならない。
- 3 代理者の職務は、主任者の職務に準ずる。

(放射線安全委員会)

第 8 条 放射線障害の防止について必要な事項を調査及び審議するため、放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 4 委員長は、放射線治療科部長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の構成員は、事務局庶務課で定める。
- 8 委員会は調査審議のため必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 9 委員会の庶務は、放射線技術科において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施設管理責任者)

第 9 条 施設管理責任者は、放射線施設の維持及び管理に関する責任者として業務を総括する。

- 2 施設管理責任者は、事務局長をもって充てる。

(施設管理担当者)

第 10 条 施設管理担当者は、放射線施設の維持及び管理に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 電気設備の運転及び維持管理
  - (2) 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理
  - (3) 放射線施設の自主点検及び維持及び管理
- 2 施設管理担当者は、事務局庶務課管理係長をもって充てる。

(放射線管理責任者)

第 11 条 放射線管理責任者は、放射線の量の測定及び記帳並びに業務従事者の管理をする

責任者として業務を総括する。

- 2 放射線管理責任者は、放射線障害防止のための措置を講ずるとともに、主任者及び施設管理責任者と協議をし、放射線障害の防止に努めなければならない。
- 3 放射線管理責任者は、放射線技術科長をもって充てる。

(放射線管理担当者)

第 12 条 放射線管理担当者は放射線管理の実務について、次に掲げる業務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域及び放射線被ばくの管理
- (2) 放射線施設、管理区域に係る放射線の量の測定
- (3) 放射線測定機器の保守管理
- (4) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- (5) 放射線業務に関連する記帳及び管理

- 2 放射線管理担当者は、放射線技術科担当係長または主任をもって充てる。

(放射線発生装置使用責任者)

第 13 条 放射線発生装置使用責任者（以下「使用責任者」という。）は、業務従事者に対し、発生装置及び放射化物の取扱いについて適切な指示を与えるとともに、発生装置の使用及び放射化物の保管並びに委託廃棄に関する記帳を行い、主任者及び放射線管理責任者に報告しなければならない。

- 2 発生した放射化物は、発生装置から取り外された後、速やかに放射線量の測定を行い、保管廃棄設備内の廃棄物収納容器に入れ、非圧縮性不燃物 50L ドラム缶に収納する。また、必要に応じて許可廃棄業者へ委託廃棄する。
- 3 使用責任者は、放射線技術科長が指名する。

(業務従事者)

第 14 条 業務従事者は、放射線業務従事者認定申請書（様式 1）により放射線管理責任者の申請に基づき、主任者の同意を得て、病院管理者が承認したうえで登録する。

- 2 業務従事者は、管理区域に始めて立ち入る場合、管理区域に立ち入る前に健康診断及び教育訓練を受講しなければならない。
- 3 業務従事者は、管理区域立ち入り後についても健康診断及び教育訓練を受講しなければならない。
- 4 業務従事者は、管理区域に一時的に立ち入るものであって業務従事者でないものに係る測定に用いる放射線測定器の点検は、使用のつど行い、記録する。
- 5 業務従事者は、発生装置の取扱等業務に関し、主任者、放射線管理責任者又は使用責任者の指示に従わなければならない。

(一時立入者)

第 15 条 業務従事者以外の者が施設の維持及び管理又は見学者等で一時的に管理区域に立ち入る者を一時立入者として取り扱う。

- 2 一時立入者は管理区域へ入室する際、所定の用紙に必要事項を記入の上、業務従事者立ち合いの下、立ち入ることができる。

### 第 3 章 施設の維持及び管理

(管理区域)

第 16 条 病院管理者は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

- 2 放射線管理責任者は、業務従事者及び一時立入者並びに施設の維持及び管理のため立ち入る者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

(管理区域に関する遵守事項)

第 17 条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人被ばく線量計を指定された部位に装着する。
  - (2) 管理区域内においては、飲食及び喫煙を行わない。
  - (3) 業務従事者は、主任者及び放射線管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示及び施設の保安を確保するための指示に従う。
  - (4) 一時立入者は、主任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示及び施設の保安を確保するための指示に従う。
- 2 放射線管理責任者は、管理区域の出入口に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

(管理区域に立ち入る者の特例)

第 18 条 発生装置の運転を工事、改造、修理若しくは点検等のために 7 日以上の間停止する場合における当該発生装置に係る管理区域又は発生装置を当該発生装置に係る管理区域の外に移動した場合における当該管理区域の全部又は一部（外部放射線に係る線量及び空気中の放射性同位元素の濃度並びに放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める数値を超える恐れのない場所に限る。）については、管理区域でないとみなす。

- 2 管理区域でないとみなされる区域に人がみだりに立ち入らないようにするため、規則第 14 条の 7 の第 1 項第 9 号の標識の近く又はその付近に発生装置の運転を停止している旨又は発生装置を設置していない旨を掲示しなければならない。

(自主点検)

第 19 条 施設管理担当者及び放射線管理担当者は、毎年 2 回以上、別表 2 に掲げる項目について、使用施設及び管理区域に係る点検（以下「自主点検」という。）を行わなければならない。

- 2 施設管理担当者及び放射線管理担当者は、前項に規定する点検を行ったときは、その結果を別表 3 の様式により、施設管理責任者及び放射線管理責任者に報告するとともに、相互に通知しなければならない。
- 3 施設管理担当者及び放射線管理担当者は、自主点検の結果、異常を発見したときは、直ちにその旨を施設管理責任者及び放射線管理責任者に報告するとともに、修理等の措置又は必要に応じ作業計画書を作成しなければならない。
- 4 施設管理担当者及び放射線管理担当者は、前項に規定する措置を講じるときは、その旨を施設管理責任者及び放射線管理責任者に報告しなければならない。
- 5 施設管理責任者及び放射線管理責任者は、自主点検結果の報告を受けたときは、直ちにその旨を主任者及び病院管理者に報告しなければならない。

#### 第 4 章 使用

(発生装置の使用)

第 20 条 発生装置を使用する者は、使用責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前にインターロック等が正常に作動していることを確認するとともに、立ち入りを禁止している区域に人がいないことを確認する。
- (2) 使用中は、運転中であることを明示する。
- (3) 遮へい壁その他の遮へい物により適切な遮へいを行う。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくする。

#### 第 5 章 測定

(放射線の量の測定)

第 21 条 放射線管理担当者は、放射線障害のおそれのある場所の最も適した測定箇所について、放射線の量の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は放射線測定器を使用し、原則として 1 センチメートル線量当量率又は 1 センチメートル線量当量を測定しなければならない。
- 3 発生装置使用施設に係る放射線の量の測定は、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

- (1) 使用施設、管理区域の境界、敷地の境界、病室
  - (2) 前号の測定頻度は、取扱開始前には1回、取扱開始後には6月を超えない期間ごとに1回
- 4 放射線管理担当者は、前項に規定する測定に関し、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。
- ア 測定日時
  - イ 測定箇所
  - ウ 測定した者の氏名
  - エ 放射線測定器の種類及び形式
  - オ 測定方法
  - カ 測定結果
- 5 放射線測定器における規則第20条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号における点検（以下「規則第20条の点検」という。）は、別表4の様式に従い、日常点検は測定を行うつど、測定を行う者が行い、定期点検は1年間に1回、放射線管理担当者が実施し記録しなければならない。
- 6 規則第20条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号における校正（以下「規則第20条の校正」という。）は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく校正事業者登録制度（JCSS）及び日本産業規格（JIS）に基づいて校正施設に委託して実施する。校正の実施計画は、1年ごとに適切に組み合わせて行い、複数年にわたる計画を立てて行うものとする。
- 7 前第4項及び第5項並びに第6項の記録は、放射線技術科に5年間保存する。

（個人被ばく線量の測定）

第22条 放射線業務従事者は、次の各号に定めるところにより外部被ばく線量を測定しなければならない。

- (1) 外部被ばく線量の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。なお、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によって外部被ばく線量を算出するものとする。
- (2) 測定は、胸部（女子にあつては腹部。ただし、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨の書面（様式2）を放射線管理責任者に提出した者を除く。ただし、合理的な理由があるときはこの限りでない。）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については1センチメートル線量当量）について行うこと。
- (3) 前号に規定するもののほか、頭部及び頸部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大腿部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部（前号の腹部について測定されることとされる女子

にあつては腹部及び大腿部からなる部分。)以外の部分である場合にあっては、前号による測定に加え、当該外部被ばく線量が最大となるおそれのある部分について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については1センチメートル線量当量)を測定すること。

- (4) 人体部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外の部位である場合は、第2号及び第3号に規定するもののほか、当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りではない。
  - (5) 眼の水晶体の線量当量を算定するための線量測定は、第2号から第4号までの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。
  - (6) 測定は、管理区域に立ち入る者については、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入るものであつて、業務従事者でない者にあっては、その者の管理区域内における外部被ばくの線量が実効線量について、100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに限り行うものとする。
- 2 放射線管理担当者は、外部被ばく線量の測定結果について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により放射線管理責任者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間ごとについて、当該期間ごとに集計し、年度の都度、次に掲げる項目を記録しなければならない。
    - ア 測定対象者の氏名
    - イ 測定をした者の氏名
    - ウ 放射線測定器の種類及び形式
    - エ 測定方法
    - オ 測定部位及び測定結果
  - 3 放射線管理担当者は、業務従事者である女子の線量限度のうち4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間における5ミリシーベルト(以下「3月管理」という。)については、当該女子から放射線管理責任者等に対し女性の線量限度変更に伴う書面(様式2)が提出された場合、当該女子を3月管理の適用から除外するとともに、運用に当たっては、次の各号に掲げる項目に留意するものとする。
    - ア 適切な教育訓練の実施
    - イ 自発的提出
    - ウ 書面の撤回
    - エ プライバシーの保護
    - オ 当該女子に、提出した書面の写しを保管させること
  - 4 放射線管理担当者は、前項までの測定結果から4月1日、7月1日、10月1日及び1月

1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により放射線管理責任者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間ごとについて、当該期間ごとに実効線量及び等価線量を算定し、年度の都度、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- ア 算定年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 算定した者の氏名
- エ 算定対象期間
- オ 実効線量
- カ 等価線量及び組織名

5 放射線管理担当者は、前項による実効線量及び眼の水晶体の等価線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間における実効線量若しくは眼の水晶体の等価線量が20ミリシーベルトを超えた場合、当該1年目以降は当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト。）の累積実効線量及び眼の水晶体の累積等価線量を当該期間ごと集計し、集計の都度、次の項目について記録しなければならない。

- ア 集計年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 集計した者の氏名
- エ 集計対象期間
- オ 累積実効線量
- カ 眼の水晶体の累積等価線量

6 第2項から前項までに規定する測定の結果の記録は、病院局庶務課に永久保存するとともに、記録の都度、測定対象者に記録の写しを交付しなければならない。

7 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定は、測定の信頼性を確保するため、公益財団法人 日本適合性認定協会（JAB）によるISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行うものとする。

8 規則第20条第2項第1号へただし書の適用を受ける管理区域に一時的に立ち入るものであって放射線業務従事者でないものに係る測定に用いる放射線測定器の点検は、別表4の様式に従い、日常点検は測定を行うつど、業務従事者が行い、定期点検は1年間に1回、放射線管理担当者が実施し記録しなければならない。

9 規則第20条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号における校正（以下「規則第20条の校正」という。）は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく校正事業者登録制度（JCSS）及び日本産業規格（JIS）に基づいて校正施設に委託して実施する。校正の実施計画は、1年ごとに適切に組み合わせて行い、複数年にわたる計画を立てて行うものとする。

10 第2項から前項までの記録は、放射線技術科に5年間保存する。

## 第6章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第23条 管理区域に立ち入る者は、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を受講しなければならない。

2 前項の教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後にあつては、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内

(2) 前号ア及びイに該当する教育及び訓練は、次のとおりとする。

	ア 初回の教育及び訓練	イ 定期的教育及び訓練
(Ⅰ) 放射線の人体に与える影響	30分以上	実施
(Ⅱ) 放射線発生装置の安全取扱い	1時間以上	実施
(Ⅲ) 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	30分以上	実施

3 前項第2号に掲げる事項に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対し、教育及び訓練の一部を省略することができる。なお、この取扱いには放射線安全委員会にて審議する。

4 当院で行う教育及び訓練と同等の内容の外部の研修等を受講した場合、教育及び訓練の受講とみなす認定の可否は主任者及び放射線管理責任者の判断をもって行う。

5 放射線管理担当者は、一時立入者に対し、放射線障害を防止するために必要な注意事項を周知しなければならない。

6 教育及び訓練を実施したときは、その都度、受講者に記録の写しを交付しなければならない。

## 第7章 健康診断

(健康診断)

第24条 病院管理者は、業務従事者に対し、次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後にあつては、1年を超えない期間

- (2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
- (3) 問診は、放射線の被ばく歴の有無について行うこと。被ばくを有する者にあつては、被ばくの状態について次に掲げる事項を記録しなければならない。
- ア 作業の場所
  - イ 内容
  - ウ 期間
  - エ 線量
  - オ 放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状態
- (4) 検査又は検診は、医師が必要と認める場合、次の部位及び項目について行うこととする。ただし、初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、アからウの部位又は項目について実施しなければならない。
- ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数及び白血球数及び白血球百分率
  - イ 皮膚
  - ウ 眼
- 2 病院管理者は、前項第1号の規定にかかわらず、業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれのある場合は、遅滞なくその者について健康診断を行わなければならない。
- 3 健康診断を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項について、健康診断の結果を記録しなければならない。
- ア 実施年月日
  - イ 対象者の氏名
  - ウ 健康診断を実施した医師名
  - エ 健康診断の結果
  - オ 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 4 健康診断を受けた者に対し、記録の写しを交付しなければならない。また、前項の健康診断の結果は、病院局庶務課に永久保存する。

(保健上必要な措置)

- 第25条 病院管理者は、健康診断を受けた結果、放射線障害を受けた又は受けたおそれのある者に対し、保健上の必要な措置を講じなければならない。
- 2 病院管理者は、放射線障害を受けた業務従事者又は受けたおそれのある業務従事者に対し、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、放射線被ばくのおそれの少ない業務への配置転換等、健康の保持等に必要な措置を講じなければならない。
- 3 病院管理者は、業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、医師の診断、必要な保健指導等の措置を講じなければならない。

## 第 8 章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第 26 条 放射線管理責任者は、使用、教育及び訓練、自主点検及び放射化物並びに規則第 22 条の 3 第 1 項に規定する場所に係る帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 使用の帳簿

- ア 発生装置の種類
- イ 発生装置の使用年月日、目的、方法及び場所
- ウ 発生装置の使用に従事する者の氏名

(2) 教育及び訓練

- ア 実施年月日
- イ 項目
- ウ 各項目の時間数  
(初めて管理区域に立ち入る前に行う教育及び訓練に限る。)
- エ 教育及び訓練を受けた者の氏名

(3) 自主点検

- ア 自主点検の実施年月日
- イ 自主点検の結果及びこれに伴う措置の内容
- ウ 自主点検を行った者の氏名

(4) 放射化物

- ア 放射化物の種類及び数量
- イ 放射化物の保管又は廃棄の年月日、方法及び場所
- ウ 放射化物の保管又は廃棄に従事する者の氏名

(5) 規則第 22 条の 3 第 1 項に規定する場所に係る帳簿

- ア 外部放射線に係る線量の確認の方法
- イ 確認した者の氏名
- ウ 管理区域でないとみなされる区域に立ち入った者の氏名

3 前項の帳簿は、毎年 3 月 31 日又は業務の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、放射線管理責任者が放射線技術科に 5 年間保存しなければならない。

## 第 9 章 災害時の措置

(災害時の措置)

第 27 条 地震、火災等、災害発生時は、病院で規定されている「井田病院災害対策マニユ

アル(平成 17 年 4 月策定)」に従い行動する。

- 2 地震、火災等が発生した場合、その発見者は初動対応として直ちに災害の拡大防止、通報及び避難指示等応急の措置を講じなければならない。
- 3 放射線施設に火災が起こった場合、病院で規定されている「川崎市立井田病院消防計画」に従い行動し、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 24 条の規定により市町村長の指定した場所に通報しなければならない。
- 4 病院管理者は、放射線障害を防止するため、必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告しなければならない。
- 5 病院管理者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等、緊急の措置を講じなければならない。
- 6 病院管理者は、管理区域内で火災が発生した場合若しくは管理区域外で発生した火災が管理区域に延焼する恐れのある場合、電話及び FAX (情報通報書)により遅滞なく原子力規制庁事故対処室に通報しなければならない。

(地震等災害後の点検)

- 第 28 条 施設管理担当者及び放射線管理担当者は、放射線施設の保安に重大な影響を及ぼすおそれのある、所在市町村(特別区を含む。)で震度 5 強以上の地震又は放射線施設で火災などの災害が発生したときは、速やかに放射線施設を別表 5 の項目に従い点検し、別表 6 の様式により施設管理責任者及び放射線管理責任者に報告しなければならない。
- 2 施設管理担当者及び放射線管理担当者は、前項の点検の結果、異常を発見したときは、修理等の措置または必要に応じ作業計画書を作成しなければならない。
  - 3 施設管理責任者及び放射線管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を主任者及び病院管理者に報告しなければならない。

## 第 10 章 危険時の措置

(危険時の措置)

- 第 29 条 次の各号に掲げる事故の発生を発見した者は、直ちに主任者に通報しなければならない。
- (1) 業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え又は超えるおそれがある被ばくが発生したとき。
  - (2) 前号のほか、放射線障害が発生し又は発生するおそれのあるとき。
- 2 主任者は、前項の通報を受けたときは、直ちにその旨を病院管理者に報告しなければならない。
  - 3 病院管理者は、前項の報告を受けたときは、別表 7 の緊急連絡体制に従い、直ちにその

旨を警察署に通報するとともに所管保健所及び病院局に報告しなければならない。

- 4 病院管理者は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちにその状況及びそれに対する措置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

## 第11章 応急の措置

(応急の措置)

第30条 病院管理者は、別表1の組織図に基づき事象に応じた応急の措置を講じる組織を編成し、各要員の職務内容を規定しなければならない。

- 2 応急の措置を講ずる判断基準を検知するために必要な放射線測定器等、設備又は資機材の種類及び保守点検等の手順を定めなければならない。
- 3 放射線発生装置の使用の場所において発生しうる事象を想定し、応急の措置を講ずる場合の判断基準及び判断基準に応じた応急措置の手順を規定しなければならない。
- 4 実施する訓練計画の策定、訓練の実施、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善に係る手順を規定し、各年度に1回以上の訓練を実施しなければならない。
- 5 策定した訓練の計画、実施した訓練の内容、評価及び評価を踏まえた改善結果の内容に係る必要な記録を行わなければならない。
- 6 応急の措置を講じる際に協力を得る警察署、消防署及び医療機関との連携を図らなければならない。

## 第12章 情報提供

(情報提供)

第31条 病院管理者は、放射線施設で発生した事故等により放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、公衆及び報道機関等の外部に情報を提供しなければならない。

- 2 外部への情報提供の方法及び外部からの問合せの対応方法は、病院で規定されている「市立井田病院災害対策マニュアル」(平成17年4月策定)「—マスコミ対応—」の項に従うとともに、病院ホームページ等を有効に活用する。
- 3 外部へ提供する情報の内容は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 事故の発生日時及び発生した場所
  - イ 事故の状況
  - ウ 被害の程度
  - エ 放射線の外部への影響の有無
  - オ 放射線測定機器による放射線の量の測定結果

カ 事故の原因及び再発防止策

キ 応急措置を施した場合はその内容

## 第 13 章 業務の改善

(業務の改善)

第 32 条 病院管理者は、発生装置の取扱いに際し、安全性をより一層向上させ、放射線障害の防止に関する業務を体系的に実施するために、計画、実施、評価及び継続的な見直しを行わなければならない。

2 業務従事者は、発生装置の事故・故障の事例並びに最新の知見を踏まえた研修を定期的に行う。

3 前号の研修により、業務の改善に関する評価及び改善措置を要する場合は、改善要望書を作成し、放射線安全委員会にて審議の上、病院管理者へ提出する。

4 業務の改善に関する組織は、病院管理者を責任者とした別表 8 に従う。

## 第 14 章 放射線管理状況の報告

(放射線管理状況報告書)

第 33 条 主任者は、規則第 39 条第 3 項の規定により、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間について報告書を作成し、当該期間経過後、3 月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

## 第 15 章 雑則

(委任)

第 34 条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の防止に関し必要な事項は、病院管理者が定める。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を平成 31 年 9 月 1 日より、  
「放射性同位元素等の規制に関する法律」に読みかえる。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

「放射線診断科」を令和 7 年 4 月 1 日より、「放射線技術科」に読みかえる。

「放射線診断科担当課長」を令和 7 年 4 月 1 日より、「放射線技術科長」に読みかえる。

「放射線診断科担当係長」を令和 7 年 4 月 1 日より、「放射線技術科担当係長」に読みかえる。